

# 平成31年第1回

# 定例会会議録

## 会 期

平成31年3月8日（金）から  
平成31年3月20日（水）まで

## 会 議 日

平成31年3月8日（金）  
平成31年3月14日（木）  
平成31年3月20日（水）

**東串良町議会**

## 平成31年第1回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 平成31年3月8日 午前10時00分  
散 会 平成31年3月8日 午前11時18分

### 出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園 ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 西園 貞美                      5番 泊 重巳

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	若松 雄一
副町長	畠中 勇一郎	農業委員会事務局長	高吉 幸一郎
教育長	天神 康男	教育委員会管理課長	田尾 勝
会計管理者	田之頭 学	学校給食共同調理場所長	松留 謙一
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	橋口 正博
農林水産課長	木佐貫 勝志	総務課長補佐	瀬戸山 雅樹
福祉課長	津曲 稔	企画課長補佐	寺園 竜二
税務課長	児玉 隆男		
建設課長	甫村 良教		

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広                      書記 東水流 勝

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 発委第 1号 東申良町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 発委第 2号 東申良町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 6 陳情第26号 町道山野新町線の排水対策についての陳情書
- 日程第 7 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第 3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 5号 東申良町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 6号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第 13 議案第 7号 東申良町職員退職手当基金積立金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 14 議案第 8号 公共用地取得基金条例を廃止する条例について
- 日程第 15 議案第 9号 東申良町特別導入事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第 16 議案第10号 東申良町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 17 議案第11号 東申良町地域福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 18 議案第12号 東申良町人づくり基金条例を廃止する条例について
- 日程第 19 議案第13号 平成30年度東申良町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 20 議案第14号 平成30年度東申良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

- 日程第 21 議案第15号 平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 22 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 23 議案第17号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 24 議案第18号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 25 議案第19号 平成31年度東串良町一般会計予算
- 日程第 26 議案第20号 平成31年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 27 議案第21号 平成31年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算
- 日程第 28 議案第22号 平成31年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算
- 日程第 29 議案第23号 平成31年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 30 議案第24号 平成31年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

## 会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 発委第 1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 発委第 2号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 6 陳情第26号 町道山野新町線の排水対策についての陳情書
- 日程第 7 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第 3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 5号 東串良町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 6号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第 13 議案第 7号 東串良町職員退職手当基金積立金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 14 議案第 8号 公共用地取得基金条例を廃止する条例について
- 日程第 15 議案第 9号 東串良町特別導入事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第 16 議案第10号 東串良町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 17 議案第11号 東串良町地域福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 18 議案第12号 東串良町人づくり基金条例を廃止する条例について
- 日程第 19 議案第13号 平成30年度東串良町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 20 議案第14号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

- 日程第 21 議案第15号 平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 22 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 23 議案第17号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 24 議案第18号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 25 議案第19号 平成31年度東串良町一般会計予算
- 日程第 26 議案第20号 平成31年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 27 議案第21号 平成31年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算
- 日程第 28 議案第22号 平成31年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算
- 日程第 29 議案第23号 平成31年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 30 議案第24号 平成31年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、平成31年第1回東串良町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 西園貞美君及び5番  
泊 重巳君を指名します。

~~~~~

### ◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から3月20日までの13日間としたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日から3月20日までの13日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。

~~~~~

### ◆ 日程第4 発委第1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例について

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第4 発委第1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 牧原完治君。

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

ただいま議題となりました発委第1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

本件は、平成31年2月4日に開催された第1回臨時会において、農地課が新設されたこと。現存の総務民生常任委員会、教育産業常任委員会のほかに新たに広報広聴常任委員会を設置すること、議会運営委員会の委員の定数を減らすこと、また平成18年の地方自治法の改正により見直しが必要であった条文が未整備であることなどにより、所要の改正が必要であるため提案するものです。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発委第1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）



## 会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第5 発委第2号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則について

議 長（田之畑）

日程第5 発委第2号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 牧原完治君。

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

ただいま議題となりました発委第2号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由を説明いたします。

本件は、広報広聴常任委員会の設置により所要の改正が必要であるため提案するものです。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発委第2号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 陳情第26号 町道山野新町線の排水対策についての陳情書

議 長（田之畑）

日程第6 陳情第26号 町道山野新町線の排水対策についての陳情書を議題とします。

本件は、会議規則第95条の規定により、教育産業常任委員会に付託します。

~~~~~

### ◆ 日程第7 同意第1号 教育委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第7 同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

同意第1号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

東串良町新川西5092番地の吉田勝海さんを教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

提案理由は、教育委員会委員の任期満了に伴い、後任者を任命するためでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

## 会 議 の 経 過

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。  
本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第8 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議 長 (田之畑)

日程第8 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める  
件を議題とします。

町長からの説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

東串良町岩弘1280番地1の櫛下昭夫さんを固定資産評価審査委員会委員に選任  
したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであり  
ます。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、後任者を選任するた  
めでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 9 議案第 3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
  - ◆ 日程第10 議案第 4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
  - ◆ 日程第11 議案第 5号 東串良町立学校設置条例の一部を改正する条例について
  - ◆ 日程第12 議案第 6号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について
  - ◆ 日程第13 議案第 7号 東串良町職員退職手当基金積立金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
  - ◆ 日程第14 議案第 8号 公共用地取得基金条例を廃止する条例について
  - ◆ 日程第15 議案第 9号 東串良町特別導入事業基金条例を廃止する条例について
  - ◆ 日程第16 議案第10号 東串良町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
  - ◆ 日程第17 議案第11号 東串良町地域福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
  - ◆ 日程第18 議案第12号 東串良町人づくり基金条例を廃止する条例について

議 長 (田之畑)

日程第9 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第18 議案第12号 東串良町人づくり基金条例を廃止する

## 会 議 の 経 過

条例についてまでの議案10件を一括して議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

ただいま議題となりました議案第3号から議案第12号までを一括して御説明申し上げます。

まず議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

職員の勤務時間、休日及び休暇について、人事院規則の一部が改正されたことに伴い、超過勤務命令の上限時間等を新たに定めるため所要の改正を行うものであります。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

経済情勢の変化による市中金利を受け、市町村の政策判断に基づき、災害援助資金の貸付利率を引き下げることが可能とした災害弔慰金の支給等に関する法律が平成30年6月27日に公布され、また東日本大震災の特例により保証人がいない場合にあっても貸付が認められたことなどを踏まえ、災害弔慰金の支給等に関する法律、施行令の一部を改正する政令が平成31年1月30日に公布されたことにより関係条例の一部改正を提案するものであります。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第5号 東串良町立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成18年度から柏原幼稚園を休園とし、池之原幼稚園で対応していたが、平成31年度から青葉保育園、豊栄保育園が認定こども園に移行となり、柏原幼稚園については、再開の見込みがないため廃止とするものでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第6号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について、御説明申し上げます。

大隅圏域の課題解決に向け、定住自立圏構想における現行の取り組みを推進ため、鹿屋市と東串良町との間において締結していた定住自立圏形成協定を変更したいので、本案を提出するものであります。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第7号 東串良町職員退職手当基金積立金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。

職員の退職に対し、退職手当に関する納入に充てる財源とし、本基金の積み立てを行ってまいりましたが、退職手当に関する納入金については毎年度一般会計予算を計上し、支出していないため、本基金は活用されていない状況であります。今後も活用が見込まれないことから、東串良町職員退職手当基金積立金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止するものであります。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第8号 公共用地取得基金条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。

す。

公共用地取得基金については、基金の目的が土地開発基金と類似していることから土地開発基金に一本化するため、公共用地取得基金条例を廃止するものであります。よろしく願いいたします。

次に、議案第9号 東串良町特別導入事業基金条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。

東串良町特別導入事業基金条例については、国の事業廃止に伴う基金の取り崩しを行うため廃止するものであります。よろしく願いいたします。

次に、議案第10号 東串良町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。

東串良町中山間ふるさと・水と土保全基金は、現在使用しておらず、今後も事業として執行する見込みがないため、東串良町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。よろしく願いいたします。

次に、議案第11号 東串良町地域福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。

東串良町地域福祉基金については、運用益を紙おむつ給付事業に活用するものがあるが、運用益では賄えず、一般財源にて補っているのが現状であり、基金を整理するため廃止するものであります。よろしく願いいたします。

最後に、議案第12号 東串良町人づくり基金条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。

人づくり基金に、人づくりに関する国内、国外研修に対して、東串良町人づくり基金条例に基づき、基金からの繰り入れにより賄っていた助成金を今後は、一般会計予算で計上し新たに設ける補助制度で運用していくためでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいま町長から説明のあった議案10件は、本日は上程のみとさせていただきますので御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第19 議案第13号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第7号）
  - ◆ 日程第20 議案第14号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
  - ◆ 日程第21 議案第15号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
  - ◆ 日程第22 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
  - ◆ 日程第23 議案第17号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

## 会 議 の 経 過

### ◆ 日程第24 議案第18号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議 長（田之畑）

日程第19 議案第13号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第7号）から、日程第24 議案第18号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）までの議案6件を一括して議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第13号から議案第18号までを一括して御説明申し上げます。

まず議案第13号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,293万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,621万4,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

次に、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるところであります。

また、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」によるところであります。

さらに、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるところであります。よろしく願いいたします。

次に、議案第14号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,983万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,530万8,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしく願いいたします。

次に、議案第15号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,757万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,345万2,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしく

## 会 議 の 経 過

お願いいたします。

次に、議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ562万5,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第17号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ314万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,006万8,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第18号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,887万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億897万7,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいま町長から説明のあった議案6件は、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第25 議案第19号 平成31年度東串良町一般会計予算
  - ◆ 日程第26 議案第20号 平成31年度東串良町国民健康保険特別会計予算
  - ◆ 日程第27 議案第21号 平成31年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
  - ◆ 日程第28 議案第22号 平成31年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
  - ◆ 日程第29 議案第23号 平成31年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
  - ◆ 日程第30 議案第24号 平成31年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第25 議案第19号 平成31年度東串良町一般会計予算から、日程第30



## 会 議 の 経 過

議案第24号 平成31年度東串良町簡易水道事業特別会計予算までの議案6件を一括して議題とします。

まず、町長に施政方針の説明を求め、引き続き各予算について提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、初めに、平成31年度施政方針について述べさせていただきます。

本日ここに、平成31年度第1回東串良町議会定例会が開催され、平成31年度の予算案並びに関連議案の御審議をお願いするに当たり、私の施政方針について述べさせていただきます。議員各位並びに、町民の皆様方の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私が町政の重責を担わせていただきまして、早3年が過ぎました。これまで様々な分野におきまして、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力により、町政発展のために託された責務を果たすことが出来たものと深く感謝いたしております。

新年度は、皇位継承が行われ、5月から元号が変わり、新しい時代がスタートいたします。新しい時代への転換期において、町政の舵取りを託された者として、決意を新たに、平成31年度についても、これまで同様「笑顔あふれるまちづくり」をスローガンに掲げ、町民の皆様方の幸せのために、「こどもに夢を」・「若者にロマンを」・「お年寄りに愛を」を念頭に置きながら各施策に取り組み、本町の未来に向けて、職員と一丸となり、全力で邁進していく所存であります。

さて、我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や海外経済の回復が続く中で、緩やかな回復基調が続いております。こうした中、政府は、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、幼児教育・保育の無償化をはじめとした全世代型の社会保障制度への転換、誰もがその能力を存分に発揮できる「一億総活躍社会」の本格始動、未来の可能性に満ち溢れた地方創生の推進とともに、10月1日の消費税引き上げの影響を平準化するためのあらゆる施策を総動員して実施することが示され、国の取組みにより本町をはじめ、地方経済の好転が期待される所です。一方、国の平成31年度地方財政対策の概要で、地方交付税は1.1%の増ですが、臨時財政対策債は18.3%の減となっており、私たち地方財政に大きく影響してくるものと予想されます。

こうした中ではございますが、直面する本町の諸課題に積極的に取り組みながら、安定的な財政運営の指標となる「財政健全化判断比率」等に留意しつつ、収支の均衡を保ち、住民のニーズにできる限り対応し、「東串良に住んで良かった」と思われるよう各施策を進めてまいります。特に、平成31年度の主な施策としましては、「福祉の充実」、「農林水産業の支援」、「教育環境の充実」、「観光地の整備」、「生活環境の改善」等について、力を注ぎたいと思っております。

次に、消防・防災対策でございますが、消防・防災対策につきましては、東日本大震災以降、熊本地震、北海道胆振東部地震など震度7を観測する地震が各地で発生してい

ます。本町においても必ず発生すると予測される南海トラフ地震等に備える必要があります。

平成31年度は、地域防災の要である消防団を強化するため、若手団員や女性団員の加入促進を図るとともに、防火だけではなく救助資機材を活用した災害時の訓練や普通救命講習会の開催により応急手当の普及・促進に努めてまいります。また、引き続き自主防災組織の設立促進に取り組むほか、自主防災組織と協働して地域密着型の津波避難訓練を豊栄地区で実施する予定であります。さらに、本町での災害に備え、食糧や水、簡易トイレなどの防災用備蓄品の整備も行ってまいります。

次に、地方創生定住促進対策でございますが、昨年度の地方創生推進交付金事業で、施設園芸や商工業分野での町内事業者の後継者対策として東串良町後継者支援協議会を設立しました。総合戦略に基づく地方創生事業の一環として、この協議会を中心に後継者の確保に努めてまいります。さらには、これらを具体的に進めていくため、新たに移住定住のためのプロジェクトチームを結成し、移住・定住の促進に努めてまいります。

人口増加対策につきましては、本町の魅力や充実した移住促進事業補助金制度等を町外へ広く情報発信し、昨年度に引き続き移住定住人口の確保に努めてまいります。今年度は、小規模ではありますが、初めてとなる柏原地区での定住促進住宅用地貸付事業を実施してまいります。また、民間資金を活用した集合住宅の建設に対する支援策による住宅不足の解消と定住促進も合わせて取り組んでまいります。

にぎやかタウン雪山の地盤沈下問題につきましては、住民の皆様との合意に基づき解決に向けての最終年度と位置づけて全力を尽くしてまいります。

空き家対策につきましては、空き家等に関する対策を定める「東串良町空き家等対策計画」に基づき、空き家改修補助金制度も活用しながら適切な管理や利活用の促進に努めてまいります。

次に、商工業の振興でございますが、商工業の振興につきましては、購買力の流出防止や地元商店の売上向上に向けた取り組みを商工会と共に実施してまいります。また、商工会が会員へ実施する指導や研修により、経営の効率化などを通じて、利益の向上を図るための施策として商工振興対策事業補助金交付事業も併せて実施いたします。

次に、観光事業の推進、ふるさと納税対策等でございますが、観光事業につきましては、柏原海岸のルーピン、唐仁古墳群や志布志石油備蓄基地、本町独特の自然景観等を活用し、周辺市町との連携による広域観光をさらに推進してまいります。特に、唐仁古墳群という本町の貴重な文化財資源を観光面でも有効に活用するために観光スポットとなる環境整備を進めてまいります。また、柏原海岸や松林の景観対策として、ビーチクリーナーによる海岸清掃と円山公園・ふれあいの森の松林内、雑草木の除去作業等を昨年度に引き続き実施し、さらには、円山公園の芝張りも行ってまいります。このことにより、町内はもちろん町外から多くの人々が訪れて森林浴が楽しめる空間づくりに努めて交流人口の増加を図り、町の特産品のPRに繋げてまいります。これまでの物見遊山的観光から着地型観光へのニーズも高まってきていることから、本町では昨年、ツーリズム協議会の会員6名が県内外からの修学旅行生35名を受け入れたところであり、本年度においても民泊受入体制の強化や農家民宿支援等全面的な協力を行い、着地型旅

行の受け入れを推進してまいります。

一方、様々なイベント等を開催しても本町には、ホテル等の宿泊施設がないため滞在期間が短く経済効果が期待できません。対策としまして、昨年定めた旅館・ホテルを新設する事業者に対する助成措置を活用するなどして、ホテル等の建設に向けた立地協定の締結に向けて力を注いでまいります。

姉妹（友好）都市の提携につきましては、歴史的に共通するもの等をきっかけとして幅広い分野での交流の基盤を築いてまいります。

ふるさと納税につきましては、歳入確保の重要項目として位置づけております。また、官民・民間の連携により返礼品の充実を図り、単に寄附額を増やすだけでなく、町のPRの機会ととらえ引き続き実施してまいります。

次に、農業の振興でございますが、我が町の基幹産業であります農業につきましては、施設園芸・畜産・露地野菜・水稻・飼料用稲を中心とした農業経営が基幹となります。農業従事者の後継者不足が課題となる中、地域の中心となる経営体や後継者の育成・確保を図る為、認定農業者及び認定新規就農者を「人・農地プラン」の中心経営体として位置付け、農地中間管理事業等も活用し、地域の中心経営体への農地集積を図ってまいります。さらに、町単独の「農業生産対策事業」や「新規就農者農業機械等導入事業」により農業経営を支援いたします。また、他県を含めた域外からの新規就農（移住）を進めるため、各種支援策や相談窓口等に関する情報提供を行ってまいります。

施設園芸につきましては、ピーマン・きゅうり共に、かごしまブランド産地の維持に努め、省エネ対策・低コスト技術の普及に努め、環境に優しいエコファーマーや総合的病害虫管理（IPM）、かごしまの農林水産物認証への取組みも継続し、消費者の安心と信頼を確保し、本町農産物のイメージアップを図ってまいります。

畜産につきましては、粗飼料の国内自給率の向上が叫ばれる中、飼料用稲の促進とあわせイタリアンやソルゴーの優良品種の発掘にも努め、粗飼料自給率向上の推進を図って行きます。併せて防疫体制の強化を図り、口蹄疫・豚流行性下痢（PED）・高病原性鳥インフルエンザの進入を阻止いたします。また、堆肥化施設の老朽化に伴う、施設の改築を行い、環境面に配慮した畜産経営を目指すとともに、ピーマン・きゅうり等の土壌改良資材として利用を推進し、地域循環型農業の確立を目指してまいります。今後、協議が進展している環太平洋連携協定（TPP11）や欧州連合との経済連携協定（EPA）に合わせて、動向が注目されるアメリカとの協定等への対応として、畜産クラスター事業等、関連事業を活用し、さらに、足腰の強い経営基盤の構築を推進いたします。

水田営農につきましては、品質保持のための水稻航空防除事業を継続して実施いたします。また、「水田活用の直接支払交付金」等を活用し、「加工用米」等の推進を図るとともにWCS用稲の作付けを推進し、経営の安定に繋げてまいります。

畑作における、さつまいも栽培につきましては、平成30年産で新たに発生した基腐病を始めとする各種病害について、県などの関係機関と連携を図りながら対策を講じるとともに、引き続き国の品目別経営安定対策の加入を推進し契約栽培による、経営の安定を図ってまいります。

露地野菜の振興につきましては、露地野菜振興会を中心として面積拡大や加工・業務

用野菜の契約栽培等の推進と併せ、「産地交付金」を活用した水田での露地野菜栽培を推進いたします。

保安林保護につきましては、国有林、町有保安林も含め、松くい虫の特別防除を引き続き実施するとともに、鳥獣被害対策にも、東串良町鳥獣被害対策協議会を通じて町内猟友会と連携をとりながら、農作物等への被害防止・軽減に努めてまいります。

水産業につきましては、つくり育てる漁業の取組としてヒラメ・マダイの放流を引き続き支援し、東串良漁業協同組合が導入した急速冷凍施設等の活用を図り、魚類の販売促進を計画的に推進してまいります。また、東串良物産館で開催する「志布志湾ぶえん祭り」も引き続き支援いたします。

波見港周辺に放置されている船舶等につきましては、景観の悪化や台風などによる二次被害を与えるといった問題が生じているため、各関係機関と連携を図り、継続的に放置艇の解消を図る指導を行ってまいります。

次に、土地改良事業の推進でございますが、農業の生産性を高め競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化をさらに加速し、生産コストを削減していく必要があります。その基盤づくりとして水田の大区画化・汎用化等の農地の整備や農業水利施設・農道・用排水路の整備を機動的かつ効率的に実施し継続的に推進いたします。

農道整備につきましては、県単独農業農村活性化推進施設等整備事業等を活用し計画的に整備を実施してまいります。また、基幹施策として実施中の経営体育成基盤整備事業・西牟田雪山地区につきましては、127.4haの全区画整理が完了しました。平成26年度から、排水不良の対策としまして、暗渠排水工事等の補完工事を実施しており、平成31年度も引き続き実施し、平成32年度の事業完了まで順次実施していく予定です。なお、新規地区としまして、岩弘地区の経営体育成基盤整備事業を平成27年度から取り組んでおり、平成31年度は実施設計を行い、事業実施へ向けて取り組んでまいります。

次に、土木事業の推進でございますが、土木行政につきましては、国・県の財政事情等、引き続き非常に厳しい現状ではありますが、地域指定等による有利な財源確保に努め、住民の皆様方の要望等にも十分配慮しながら計画的に進めてまいります。

まず、国管轄の国道・河川に関しましては、国土交通省大隅河川国道事務所と協力連携を図りながら計画的改修を推進いたします。

県管轄道路の国道448号の道路整備につきましては、地域の交通の安全確保、また、活性化を図るため、積極的に要望してまいります。また、東九州自動車道の野方インターへのアクセス道路としての県道黒石串良線の整備促進につきましても、大崎町とも連携をしながら、早期整備を継続して県に要望し、地域経済の活性化に繋がるよう努力いたします。

町道改修につきましては、継続路線としまして、下之馬場山野線（東串良中学校から山野集落に至る町道）、新規路線として、池之原安留線（溜水簡易郵便局から溜水地区構造改善センターを経由する町道）と池之原境線（雪山水源地から溜水へ通ずる町道）の3路線の拡幅・改良工事を実施し、住民の安心安全を確保する道路網の整備を図ってまいります。また、その他の維持補修事業につきましても、軽微な補修等を含め、きめ

細かに適時に実施いたします。

河川関係につきましては、県管轄の塩入川改修を進めておりますが、堤防工事が計画的に進み、塩入川改修事業の効果がでてくるよう、事業早期完工に向け、引き続き県へ強く要望してまいります。

次に、簡易水道事業でございますが、簡易水道事業につきましては、東串良町水道ビジョンに基づき、改善・改革するための取組を行い、計画的に事業実施いたします。本年度は、中央地区の新規水源の許可申請を行い、緊急時に対処できる施設の構築へ向け取り組んでまいります。さらに、危機管理等にも的確に対応し清浄な水と信頼を届ける水道事業として、活力あるまちづくりに貢献いたします。

次に、福祉・保健事業の推進でございますが、福祉行政につきましては、「健康で生きがいとふれあいのある町づくり」を基本目標に町民の方々が健康で安心して暮らせる環境づくりを推進し、福祉サービスの充実に努めてまいります。

本町は、高齢化率が36%を超え、今後もますます超高齢社会が進展していくものと見込まれております。そこで、高齢者福祉をいかに充実させていくかが大きな課題となっております。高齢者がその豊かな経験と知識を生かした社会活動への参加、地域社会の担い手として元気で生きがいの持てる環境づくり、安心して暮らせる体制づくりに努めてまいります。

高齢者福祉センターにつきましては、高齢者が増加する中で閉じこもり防止、認知症予防、健康維持増進のための憩いの場として活用を図ってまいります。また、「敬老年金給付」をはじめとする高齢者支援事業は、今年度も引き続き実施いたします。

さらに、町の単独事業として実施している「紙おむつ給付事業」も内容の充実を行い利用者の要望に応えていきたいと思っております。

障がい者福祉対策につきましては、「すべての人のための平等な社会づくり」を基本に身体・知的・精神障がい者の方々がより良い日常生活がおくれるよう相談業務や情報提供及び福祉サービスの給付など、支援強化に努めてまいります。

児童福祉対策につきましては、次代を担う子どもの出生を奨励し、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的に「赤ちゃんすこやか支援事業」を今年度も実施いたします。また、子育て支援センターによる乳児全戸訪問事業や子育て相談など、子育てサポートの充実にも努めてまいります。

保育事業につきましては、「子ども・子育て支援制度」に基づき、保育を必要とする全ての家庭が利用できる体制づくりに努めてまいります。

生活困窮者支援対策につきましては、「大隅くらし・しごとサポートセンター」などと連携して働きたくても働けない方や住む所がない方、また、子どもの学習・進学でお悩みの方など、経済的に困窮し生活全般でお困りの方を包括的に支援してまいります。

保健衛生事業につきましては、町民一人ひとりが心身共に健康で長生きできるよう各種がん検診を推進するとともに生活習慣病の予防・改善のための保健指導などを実施するほか、乳幼児から高校3年生までの「医療費の全額助成」や「インフルエンザ任意接種の助成」についても継続し、子育て世代のサポートや子ども達の早期受診による疾病の重症化予防に取り組んでまいります。さらに、乳幼児の健診や保健指導、妊婦の定期

## 会 議 の 経 過

健診、不妊治療の助成に加え、出産後の心身の安定と育児不安の解消を図るため、産後ケア事業を新たに実施いたします。

予防接種助成事業につきましては、成人用肺炎球菌の助成延長に加え、風しんについても、40歳から57歳までの男性に抗体検査と予防接種を3年計画にて無料で実施いたします。

救急医療につきましては、肝属東部医師会や鹿屋市医師会の協力を得ながら「日曜在宅当番医」や「夜間救急当番医」による救急医療体制を維持するほか、「大隅広域夜間急病センター」の適切な運用により、町民が安心して日常生活を送れるよう取り組んでまいります。

国民健康保険事業につきましては、昨年度から財政運営の責任主体が「県」へ移行しましたが、国保は加入者の所得が減少する一方で医療費が伸びていることから、非常に厳しい財政運営を迫られております。そこで、国民健康保険税の収納率向上を図り、また、生活習慣病の発症や重症化予防のため、「特定健診・特定保健指導」や「糖尿病重症化予防」に努め、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康の自己管理をできるように健康相談などに応じてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、運営主体である「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」と連携し、保険料の収納や窓口業務の対応を行い、制度の円滑な運営に努めてまいります。

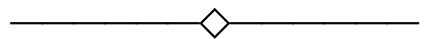
介護保険事業につきましては、第7期介護保険事業計画に基づいた円滑な運営に努めるとともに、地域包括支援センターを中心に適切なサービスの提供や認知症予防事業・在宅医療介護連携事業などに積極的に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただける地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

その一環として、「生活支援コーディネーター」を中心に、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりとして「ころばん体操」や「ひらめき体操」を進めて、フォロー指導や体力測定等の継続支援を行うことで、実施地区の拡大と介護予防の充実を図ってまいります。

議 長（田之畑）

それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時52分



再 開 午前11時02分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長の施政方針を続けます。

町 長（宮 原）

次に、生活環境等の整備推進でございますが、日常の住民への窓口業務につきましては、届出による登録事務や証明事務の関係法令等を遵守しつつ、旅券発行申請事務の手続き、マイナンバーカードの普及推進など正確且つ迅速に遂行してまいります。

国民年金事業につきましては、法定受託事務を通して、該当者が利益を最大限に享受できるよう努めるとともに、窓口や電話等による住民からの年金相談にも随時対応いたします。

環境対策につきましては、生活環境の向上及び公衆環境の悪化防止のひとつとして、生活排水処理施設の普及促進を図るため、個人設置型の小型合併浄化槽設置を補助しながら整備促進を進めてまいります。一方、衛生対策面では、快適で安心して暮らせるまちづくりとして、「循環型社会の形成」を目指すため、ごみ処理の排出量の縮減と容器包装リサイクルを住民の協力を得ながら今後も強力に推進し、総量縮減に努めてまいります。なお、今年度も、海岸漂着物等地域対策推進事業を実施し、柏原海岸の環境美化に努めてまいります。

次に、教育の振興でございますが、教育の振興につきましては、東串良町の歴史と伝統を踏まえながら本町の実態に根ざして的確に課題をとらえ、学校・家庭・地域社会と緊密な連携を図りながら、児童・生徒の育成に努めてまいります。

学校教育行政の具体的施策として、規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進、個々の能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進、保護者・地域社会から信頼される学校づくりの推進、生命尊重の重視、学校・家庭・地域社会が連携して子どもを育てる環境づくりを推進してまいります。これらのことを踏まえながら、児童生徒の実態に応じた、きめ細かな対応や子供一人ひとりの学力や体力等の確実な定着を図ってまいります。本年度も郷土史の学習を通し、心豊かな人間性を育むための「郷土検定」を実施するとともに、講師を配置し、主に英語、算数・数学の土曜講座（ひっくら塾）を実施いたします。

次に、学校における子供の安心安全を図るため、登下校時の児童生徒の巡回パトロールや小中同時の防災訓練や小中連携の強化、両小学校の遊具設置工事、さらに、両小学校へエアコンを設置し、快適な環境整備事業などに取り組んでまいります。

児童生徒の指導につきましては、「あいさつとありがとう・静かに聞く」を一事徹底事項として、児童生徒への定着を図っております。

不登校、不登校傾向の児童生徒については、一人ひとりの実態を踏まえたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置や児童相談所と連携し、総合的な相談体制の充実に取り組んでまいります。

学校給食事業につきましては、国が定めた学校給食摂取基準に照らし、地産地消の食材活用を視野に入れ、バランスの取れた献立を工夫するとともに、徹底した衛生管理のもと、安心安全な学校給食を提供できるよう努めてまいります。

また、平成28年度から実施している給食費補助事業を引き続き導入し、保護者負担の軽減を図り、子育てのしやすい教育環境整備の一助といたします。さらに、「東串良町食育推進計画」の骨子を踏まえた食育活動の実践も学校現場との連携を大切にしながら推進してまいります。

## 会 議 の 経 過

次に、社会教育・体育の振興、文化財の保存でございますが、社会教育行政につきましては、地域や郷土のもつ良き伝統や豊かな教育的風土を生かし、心身共に健康で、平和で明るく、活力とうるおいに満ちた町づくりの推進が図られるよう、生涯学習・青少年の育成・文化財の保護・芸術・スポーツ等の事業を展開いたします。

青少年教育につきましては、「地域社会から育む」という観点から校区コミュニティをはじめとする関係機関（子ども会育成会・PTA）等と連携を密にしながら、地域社会でのボランティア活動や自然体験活動の推進並びに青少年教育施設等の整備と利用促進に努め、ふるさとに誇りと愛着を持つ、青少年の育成に努めてまいります。

図書室につきましては、従来から実施しております乳児期を対象とした「ブックスタート事業」、学童期向けの「お話会」、児童生徒の「読書感想文コンクール」等を開催して、読書になれ親しむ環境づくりに努めてまいります。さらに、大隅圏内の各市町の図書館システムと連携し、相互利用が可能な図書館ネットワークシステムを構築してまいります。

文化財につきましては、国指定史跡「唐仁古墳群」をはじめ多くの文化財を未来に継承し、適切な保存・管理を行うとともに文化財の整備を進めてまいります。そのために、今年度、埋蔵文化財専門職員を配置するとともに、保全活用計画の策定に向けた文化財専門の大学教授や地域住民の代表を委員とした「唐仁古墳群保存活用計画策定委員会」を立ち上げ、2カ年の予定で保存活用計画を作成してまいります。

伝統芸能活動につきましては、伝統芸能継承活動や地域住民と一体となった奉仕活動に努めてまいります。

芸術文化活動につきましては、町文化祭をはじめ、芸術・文化活動に触れる機会をふやし、町民の芸術文化に対する意識の高揚に努め、積極的に関係団体等を支援してまいります。

社会体育の振興につきましては、社会体育施設への町民の皆様の積極的な利用促進と各種大会の開催を誘致するとともに、体育協会やスポーツ推進委員との連携により町民の健康志向に広く応えてまいります。

教育・文化・芸術・体育・地域活動のバランスを大切に、心豊かな町民の暮らしの充実に向けた環境整備に今後とも努めてまいります。

おわりになりますが、以上、平成31年度における町政運営にあたって述べてまいりました。各施策の執行につきましては、財源の確保に努めながら、費用対効果を重視し、適正かつ有効な住民サービスを提供したいと考えております。

私の信条は「笑顔あふれるまちづくり」です。町民主体の活力に満ちた町政にしたいと思っておりますので、議員各位の皆様をはじめ、町民の皆様方の深い御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題となりました議案第19号から議案第24号までを一括して御説明申し上げます。

まず議案第19号 平成31年度東串良町一般会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億9,400万円とし、対前年度比



## 会 議 の 経 過

で約2.6%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるところであります。

次に、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるところであります。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4億5,000万円と定めたところであります。

さらに、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第5条によるところであります。よろしく願いいたします。

次に、議案第20号 平成31年度東串良町国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億528万円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしました。

また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところであります。よろしく願いいたします。

次に、議案第21号 平成31年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,100万円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円といたしました。

また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところであります。よろしく願いいたします。

次に、議案第22号 平成31年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ415万1,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。よろしく願いいたします。

次に、議案第23号 平成31年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算について、

## 会 議 の 経 過

御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9, 121万8, 000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第24号 平成31年度東串良町簡易水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9, 547万4, 000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2, 000万円といたしました。

また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところであります。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいま町長から説明のあった議案6件は、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月14日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会            午前11時18分

## 平成31年第1回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 平成31年3月14日 午前10時00分  
散 会 平成31年3月14日 午前11時25分

### 出席議員（10人）

|         |           |
|---------|-----------|
| 1番 児玉勇治 | 2番 瀬戸山 譲一 |
| 3番 牧原完治 | 4番 西園 貞美  |
| 5番 泊 重巳 | 6番 前田 隆   |
| 7番 上園ミキ | 8番 原田 猛   |
| 9番 宮地利雄 | 10番 田之畑 稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 西園 貞美                      5番 泊 重巳

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |        |             |        |
|--------|--------|-------------|--------|
| 町長     | 宮原 順   | 住民課長        | 若松 雄一  |
| 副町長    | 畠中 勇一郎 | 企画課長        | 中島 孝一  |
| 教育長    | 天神 康男  | 農業委員会事務局長   | 高吉 幸一郎 |
| 会計管理者  | 田之頭 学  | 教育委員会管理課長   | 田尾 勝   |
| 総務課長   | 江口 勝志  | 学校給食共同調理場所長 | 松留 謙一  |
| 農林水産課長 | 木佐貫 勝志 | 社会教育課長      | 橋口 正博  |
| 福祉課長   | 津曲 稔   | 総務課長補佐      | 瀬戸山 雅樹 |
| 税務課長   | 児玉 隆男  |             |        |
| 建設課長   | 甫村 良教  |             |        |

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広                      書記 東水流 勝

|          |        |
|----------|--------|
| 議事日程     | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 会議の経過    | 別紙のとおり |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 7号 東串良町職員退職手当基金積立金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 3 議案第 8号 公共用地取得基金条例を廃止する条例について
- 日程第 4 議案第 9号 東串良町特別導入事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第 5 議案第10号 東串良町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 6 議案第11号 東串良町地域福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 7 議案第12号 東串良町人づくり基金条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第13号 平成30年度東串良町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 9 議案第14号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 10 議案第15号 平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 11 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 12 議案第17号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 13 議案第18号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

## 会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 7号 東串良町職員退職手当基金積立金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 3 議案第 8号 公共用地取得基金条例を廃止する条例について
- 日程第 4 議案第 9号 東串良町特別導入事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第 5 議案第10号 東串良町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 6 議案第11号 東串良町地域福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 7 議案第12号 東串良町人づくり基金条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第13号 平成30年度東串良町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 9 議案第14号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 10 議案第15号 平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 11 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 12 議案第17号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 13 議案第18号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。  
順番に発言を許します。  
9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

今回は、1点だけを取り上げましたので、どうかこの町民に対して喜ばしい内容になるように答弁を求めたいと思います。

国保税の問題です。本町の国保税が鹿児島県下で一番高いということが報道されております。また、全国的にも国保税を納める加入者の世帯というのが非常に貧困が進んでいるという状況のもとから、今回都道府県下で統一するということになりましたし、この国保の制度自体が存続できるかどうかということで、全国知事会なども非常に危機感を持って政府にさまざまな要求をしております。その中でも均等割と平等割、これを廃止するという方向を全国知事会なども政府に要請をしているところです。そんな中で全国の自治体では、せめて子供の均等割、均等割というのは、頭数で決まっていくわけですが、オギャーと生まれただけでこの均等割が課せられるということで、せめて子供の均等割だけでも減免しようという自治体が出てきておりまして広がっております。

今月7日に、一部の新聞発表によると全国で国保税の子供の均等割ですね、これを減額あるいは免除している自治体が25市町と。数としてはそう多くありませんが、今急速に広がっている状況があります。最近では、隣の鹿屋市でも一般会計から1,000万円予算を組んで、3人目の子供から減免するということを表明をいたしております。本町でも3人、あるいは4人、多いところでは、5人の子供さんもいるんでしょうかね、そういうところがございますので、ぜひ子供の、何人目の子供から減免するかどうかは、いろいろと検討が必要でしょうが、ぜひ実現をしていただきたいと思います。

国保税は、御承知のように大人の所得が大きく影響をいたします。法定の2割、5割、7割の減免制度、減額する制度はあるわけですが、しかし子供には、大人の所得に対する責任はないわけですから、子供が1人ふえるごとに本町の場合、年間最高額で3万6,000円の国保税、余りに酷ではないかと思えます。本町では、子ども医療費の免除の制度、あるいは子供の給食費への助成制度がありますけれども、国保税についても他市町に先駆けて、子供の均等割の減免を実施されることをぜひ検討していただきたいと思

## 会 議 の 経 過

いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員おっしゃったとおり、国民健康保険税の子育て世帯の負担を軽減するよう、全国知事会等からの提案、要望が国になされ、国においても検討を進める事項として議論しているところでございます。このような中、子供の均等割、保険料の免除、減免について、東京都東大和市を初め、25自治体が実施しているようでございます。

また、県においても鹿屋市が子供の均等割を免除するため1,000万円を平成31年度一般会計予算案に計上し、3月議会に提案することが2月20日付の南日本新聞に記載されておりました。

また、本町におきましては、子育て世帯の支援策といたしまして、人口減少や少子化の対策として、子ども医療費の18歳までの高校生以下の全額無料化、インフルエンザワクチン任意接種の助成、給食費の減免と近隣市町に先駆けて実施してきているところでございますが、国民健康保険税が高いと言われている本町では、均等割保険料は、1人当たり、今おっしゃいました最高3万6,000円でございますが、子供にかかわる均等割保険料は介護分の9,500円を差し引いた2万6,500円となります。国民健康保険世帯の経済的負担の軽減あるいは少子化対策として、子供の均等割、保険料の軽減施策は重要なことと考えております。均等割保険料減免を実施している自治体の内容を精査いたしまして、国民健康保険特別会計の財政状況及び一般会計の財政状況等を見きわめ、実施する方向で検討してまいりたいと考えております。

補足として申し上げますが、国保税の1人当たりの平均額が県下一高いと報道がありましたことについて、福祉課長のほうからちょっと説明させますので、よろしくお願ひします。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（津 曲）

御説明させていただきたいと思ひます。

議員が先ほど申されました東串良町の国保税が県下で一番高いというのは、若干ニュアンスが違うのではないかなということでございますので、御説明させていただきたいと思ひますが、新聞で示された額というのは、鹿児島県が県内統一の基準を使って算定した国民健康保険事業費の納付金というものでございまして、単純にその納付金の県が割り出した額を単純に被保険者数で割って1人当たりの額にしたもので、本町の国保世帯の全ての世帯が、じゃあ国保税が高いのかというと、そうではないかというふうに思

## 会 議 の 経 過

います。保険税率というのは、この納付金をもとに今から決めていくということになります。そもそもこの納付金は、直近3カ年の医療費の水準とか、所得の水準をベースに算定をされているものでございまして、本町は皆様方も御承知のように、他市町村に比べて1人当たりの所得が極めて高い、県の平均よりも1人当たり0歳から74歳の全てを入れた平均で県の平均が1人当たりが十五、六万円ほど上回っているというようなすごく高い町でもございます。それでこの納付金の算定にも判定しているのだろうというふうに思っております。しかし、この納付金は、この全額、今示された額を全て必ず県のほうへ納めなければいけませんので、必要額の確保に向けまして、保険税率をどうしていくのか、どれぐらいの法定外繰り入れができるのかということを経年毎のように議会の皆様方と協議をしていかなければならない大事な問題だというふうに捉えております。

今年度の国保の予算の説明でも申し上げましたように、県が示したこの納付金に対しまして、本町が今予算化した保険税の額というのは介護分を除きまして、1億600万円足りないという額が出ております。一般会計から2,000万円の法定外繰り入れを予定しておりまして、そのほかに基金を取り崩して5,000万円を投入するというところでようやく当初予算を作成したというような事情もございます。先ほど町長が申しましたように、今後の他市町村の動向とか、一般会計の財政状況を見きわめながら慎重に検討してまいりたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

前向きの答弁をいただいたと思いますが、国保の会計では、当然この負担をすることができないので、一般会計で見ることになると思いますが、鹿屋市で予算を1,000万円組んで、第3子以降ということですが、子供の人口との比較で見ても本町はどのくらいでしょうか、試算を求めたらよかったですけれども、本町は二、三百万円ぐらいの負担で済むんじゃないかと思っておりますので、ぜひ答弁でありましたように、実施の方向でよく検討を要請いたしまして、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

次に、1番 児玉勇治君の発言を許します。

1番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、学校教育についてであります。

全国学力テストが小学6年生と中学3年生に実施されると思います。この調査は、義



## 会 議 の 経 過

務教育の機会均等と、その水準の維持・向上の観点から全国児童生徒の学力などの把握、分析を通じて教育施策の改善を図ることを主な目的としていると思います。2019年度実施のこの調査では、中学3年生、英語のテスト、話すこと調査で初めてヒアリングが導入されると聞きました。私が一番ここで聞きたいのが、生徒一人一人がヘッドフォンで聞いて回答するシステムであるということです。2019年度に限り実施するかしないかは、設置管理者が判断できると聞いています。そこで、本町中学校では、この調査が実施できる環境であるのか、またこの調査における問題点がないのかあればお聞かせ願います。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）

議員の御質問にお答えします。

全国学力・学習状況調査についてですが、平成30年度までは、本年度までは、中学校3年生は国語と数学の2科目を実施していたのですが、御指摘のとおり、平成31年度から英語の試験も追加されることとなります。リーディング、ライティング、ヒアリング、スピーキング、この4つの観点の調査が実施されることになりました。このスピーキングの分が新しく追加される、今後必要とされる分だと思います。その試験のためのマニュアルができており、準備をしているところです。東串良中学校のパソコンは、平成29年9月に新しく入れかえたものでして、機材、性能ともにスピーキング、話すことの試験には十分対応できる機種となっております。

該当する生徒は現在56人で、生徒用パソコンは40台ありますので、話すことの試験だけは1組と2組が交代でパソコン室を使用することになると考えられます。なお、マイクのついたヘッドフォン、ヘッドセットというんですが、これは4月1日、中学校調査コールセンターから中学校に直接送られてくるようになっています。

また、実施要領とか、その準備のための点検要領など全て直接学校に送られてきておりまして、教頭を中心に関係職員等がその都度確認をしていると聞いておりますので、今のところは問題なく予定どおりに実施できると考えております。以上です。

議 長（田之畑）  
1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

2020年度からは、英語の話すこと調査でヒアリングが実施されます。ただいまの教育長の話聞いて安心したところです。設備やら教職員の皆さんの努力によって実施が可能ということなので安心しております。

子供たちに戸惑いや各学校のIC環境の整備状況を今聞いたところです。初めてのこととなれば、教職員の負担もさまざま危惧されます。町長も施政方針の中で、教育環境

## 会 議 の 経 過

の充実に力を注ぐと示されております。話すこと調査の実施に当たりましては、子供たちや教職員の負担を考慮した上で万全を期してもらうことを強く希望します。

引き続きまして、2点目の柏原振興について質問させていただきます。

町長の施政方針で、初めて柏原地区に定住促進・住宅用地貸付事業を実施するとありましたが、柏原地区の活性化と人口増を目指してのことだと思えます。今回私が質問に取り上げたのは、約2年前に設置されたにこにこ館についてであります。にこにこ館は高齢者の方を中心に利用される郵便局と店舗が併用になったものです。この店舗にはどれぐらいの人が1日来場して、また開設されてからどれぐらいのお客さんが利用されているのかわかっていればお聞かせ願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

このにこにこ館においては、現在1日平均22人がおいでいただいております。月平均で646人ですね。年間約1万6,800人が利用していただいております。以上でございます。

議 長（田之畑）

1番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

にこにこ館は高齢者の方々にとって貴重な店舗です。毎日利用される方が来なければ、体のぐあいが悪いたあちがうたろかい。また長期の来場がなれば、何か異常を起こして倒れちゅっとじゃちごどかいという判断する場所にもなっていると聞いています。にこにこ館は開設されてから一度もイベントや開設行事などが行われていません。柏原を元気にするためにも、町として何かイベント等は考えていらっしゃらないか伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今後のイベントの関係につきましてですが、今おっしゃるとおり、1回もまだやっておりません。来客者約2万人達成を祝しての記念品贈呈式とか、そういうのも考えておりまして、来年1月ににこにこ館オープン3周年記念イベントを開催する予定でございます。

先ほど言いました1万6,800人というのは、年間でなくて、開館してからの今までの来客数でございます。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

ただいまの町長のイベントや行事を聞いて安心したところです。にこにこ館には、肉や魚の生鮮食品を置いていないとか、土曜、日曜も営業してほしいなど住民の方々からのいろんな希望があります。財政も苦しい中、過疎化が進む柏原でにこにこ館は大切な店舗です。イベント等で盛り上げていただき、少しでも柏原が活性化することを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長（田之畑）

次に、6 番 前田 隆君の発言を許します。

6 番 前田 隆君。

6 番（前 田）

それでは、私も通告に従ひまして、2 点ほど質問させていただきます。

まず1 番目ではありますが、鳥獣被害対策についてです。今、イノシシ、サル、タヌキ等による農作物や家畜、家屋への被害が多発しています。これに対しての町の対策をお尋ねしたいと思います。

まず、去年の話なんですけれども、柏原、安留地区でイノシシが出没してサツマイモ畑が全滅なのかどうかわかりませんけれども、収穫ができなかったというような話を聞きました。現に今私のところの岩弘地区でもイノシシ、サル、タヌキの被害が物すごく多いです。

まず最初にイノシシのことに對して質問をさせていただきたいと思いますが、イノシシが集落内の牛舎内にあらわれて、それで子牛に飲ませる水の桶とか、いろんなそういうのに穴を掘ってひっくり返して子牛がびっくりしてけがまではいきませんが、牛は鼻ぐりをつけてますよね、それがちぎれたりとかいうような被害が出ています。それでこの前、田んぼに行ってみたら、田んぼに穴を掘っているわけです。何やろかいねと思って見てみたらイノシシじゃないかなというのがあります。田んぼには、タニシを食べるかわかりませんが、カニがいますよね。カニ、ミミズ、それをとって食べるんじゃないのかなと思います。これがもし田植えが始まって、田植えをして、それでイノシシが入ったらもう全滅ですよね。それで町長もこの施政方針演説の中にも述べていらっしゃる。また、この予算書の中にも近年頻繁に出没するイノシシ等の有害鳥獣駆除を実施しますというふうにあります。町としてはイノシシ対策は、どのようなことをされているのか。また、去年、平成30年度で、どれぐらいのイノシシが捕獲されたのか、その辺を教えてください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員お尋ねの鳥獣被害対策については、特に岩弘地区を中心に野生サルの群れが出没しておりまして、昨年11月ごろには野生サルが池之原小学校に出没したため、ロケット花火や鳥獣用エアガンによる追い払いを実施したところです。

また、柏原地区ではイノシシが、柏原海岸の松林をすみかとしているようで、農作物に甚大な被害をもたらしている。町といたしましても、大型の箱わなを2基、中型箱わな1基、小型箱わなを3基、追っ払い機、この追っ払い機というのは2台導入しておりますけれども、通せんぼくんというのがありまして、これが光等々を出すということで、こういうのも2台一応準備しております。相談者への無料貸し出しや箱わななどを設置しているところでございます。あわせて国有林を管轄している森林管理署と連携を図りながら町猟友会等で組織する東串良町鳥獣被害対策協議会によりまして、国有林内にくくりわななどを設置し、この間は町内全域でイノシシを8頭捕獲したところでございます。しかしながら、近年、サルやイノシシ等が増加傾向にあるため、地域住民の情報提供をもとに、今後も東串良町鳥獣被害対策協議会を中心とした寄せつけない、侵入を阻止する、捕獲するに取り組む考えでございます。今言いましたようにイノシシだけでしたけれども、くくりわなで2頭、箱わなで3頭、岩弘地区で3頭一応捕獲しております。

議 長（田之畑）

6番 前田 隆君。

6 番（前 田）

今町長の答弁の中で、サルは後から聞こうかなと思ったんですけれども、イノシシをまず先に。それでイノシシは、はっきり言ってわかりませんが、豚に例えれば、豚は年間2回ぐらいお産をするわけですね。2年間で5回ぐらいお産をするわけですよ。黒豚としては年間1回8頭から10頭ぐらい生みますから、イノシシはその半分としても、4頭生んだとしても2回で8頭ですよ。その中の2頭がもしメスだったとしますよね。それと豚に例えれば、8から9、10カ月ぐらいで最初の種つけが行われて、豚は3カ月3週間3日でお産をします。そうすれば、年に2回生むわけですね。ネズミ講方式に、今で駆除しないと物すごくふえてくるんじゃないかと思えますよね。岩弘地区に来てみられればわかりますけれども、山なんかも今はタケノコを掘って、山は穴だらけだそうです。私はまだ確認はしてませんが、イノシシに対して、どんな対策を講じられているのか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほどお答えしましたけれども、イノシシについては、とにかく箱わなを設置するだけしかできません。それとくくりわなですね、これも猟友会の方々の協力をいただいて、一応設置させていただいております。対策対策と言われても、とにかく出たところ出たところ、先日もおっしゃる安留のほうにも設置させていただきましたけれども、その箱わなは重たいものですから、重機とか何かないと移動はなかなかできないというところもございますけれども、とにかくそれでかかるようであれば、また箱わなも増設していきたいと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

6番 前田 隆君。

6 番（前 田）

私も昔、狩猟をしました経験があります。イノシシもしました。今は動物虐待でどうなのかということもありますけれども、何か猟友会で、鉄砲で狩猟できないものなのか、町が先導に立ってですね。でないと、このままだと、ほかの地区ははっきりわかりませんが、私のところはサツマイモがほとんどなんですよね。サツマイモ畑がなくなれば、農家は全滅だと思います。今はキャベツとかいうのがありますよね。どうしても今、このイノシシを退治していかないと、さっき言ったようにネズミ講方式で年々ふえていきます。箱わな、くくりわな、なかなか難しいと思いますよ、専門的に考えればなかなかかかりません。私なんかも1年間に1頭もとれないときも何回もありました。それぐらい難しいんですよ、わなというのは。だから狩猟で、鉄砲で何かできないものなのか、その辺はどうですか。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（木佐貫）

議員のお尋ねの猟ができないかということなんですが、これには鉄砲を使う場合には規制がありまして、人家と田畑が混在する地域内に発射地点から200メートル以内に人家が10軒あった場合には撃てないというようなことになっているようでございます。以上です。

議 長（田之畑）

6番 前田 隆君。

6 番（前 田）

今、課長の答弁ですけれども、そこら辺は私も二十何年猟をやりましたから十分わ

## 会 議 の 経 過

かっています。そこら辺を何か緩和できないものなのかなというような気がしますけれども、これからの課題だと思いますので、よく検討してみてください。

それとタヌキとサルですね、我々畜産農家は今、お産に悩んでいますので、町長は御存じだと思いますが、牛温計とって、お産が始まったら、携帯の方に来るような機械が入っているんですよ、何十万円する機械が。それで牛の膈内に、これぐらいのトンボみたいなやつなんですけれども、それを入れてると第一破水が来れば、それが出てくるんですよ。それで出てきたときに、初めてお産が始まったなど、携帯にちゃんと信号が来ます。それから牛舎に行ってお産を始めるわけなんですけれども、厄介なことに、このタヌキが寝ているのに、ひもがついているんですよ、中に差し込んであるから、ひもがないととれないわけですよ。そのひもを引っ張ってタヌキがとるんですよ。とって、農家の場合は、びっくりして破水が始まったぞと行ってみれば牛は寝ているんですよ、夜中の2時、3時とか、それで皆悩まされているんですよ。けさもなんですけれども、私ごとなんですけど、けさ7時ごろ牛舎に行ったら、子供が2人して人の畑の中をぐるぐる回っているわけ。何ごとかねと思って、何ごつかよといったならその牛温計をタヌキがひん抜いてどこへいったかわからないと。けさの2時ごろだったそうです、その信号が来たのが。それで行ってみたら牛が寝ていたということで、その機械がないと。一つ7万円からするんですよ、それが。だからタヌキ対策、サル対策は難しいと思うんですよ。なかなか、けさも畑を回ってみれば、ブロッコリー畑に網を張ってました、ずっと。尋ねてみたら、やっぱりタヌキ。サルはちょっとな飛び越えてきますからな。タヌキと野ウサギ対策だと言って、張っていましたが、尋ねてみたら。それなんか町で電気牧柵器かな、ああいうものの補助はできないものなのかな、その辺はどうですか。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

そのタヌキについては、また担当課ともいろいろ情報をいただいて、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解ください。

議 長 (田之畑)

6番 前田 隆君。

6 番 (前 田)

なかなか鳥獣というのは難しいと思います。鳥もそうですけれども、今言ったイノシシ、サル、タヌキですね。殺せば殺したで動物愛護団体からどうだこうだというような話もありますけれども、農家の場合は、これがこれから先の一番の課題じゃないのかなと。水害、風害もそうなんですけれども、この鳥獣の被害ですね。去年なんかもブロッコリーがヒヨドリにやられて大変だったです。ことしはそれはなかったです

## 会 議 の 経 過

けれども、このイノシシ、サル、タヌキ、野ウサギ、そういうものの対策をこれからよく考えてみてください。

二つ目の観光事業の推進対策について、町長が施政方針演説の中で述べられています。去年定めた旅館、ホテルを新設する事業者に対する助成措置を活用するなどして、ホテル等の建設に向けた立地協定の締結に向けて力を注ぐとあったが、具体的な計画はあるのかを尋ねるとありますが、豊栄地区で、何か2年ぐらい前かな、郵便局の隣の空き地に何か居酒屋ができる、ホテルができるというような話もありましたけれども、あんたいけんなちゅつとよ、あれから全然話も聞かないがというような話がありましたから、その点は、具体的な計画はあるのか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

昨年の9月に制定いたしました条例の内容につきましては、制定直後にホテル建設のお願いをしている先方の企業様にもお伝えしましたところ、去る2月21日に、その企業の本社を訪問いたしまして、ホテル建設に向けた立地協定締結のお願いと条例制定の内容等の説明を行ってまいりました。現在のところ、立地協定締結につきましては、回答待ちの状況でございます。本町といたしましても、正式に立地協定締結の了解が得られ次第、即座に対応できるように準備を今進めております。もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

また、このホテル立地協定が締結されるならば、締結日から3年以内にはホテルオープンということになるかと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。以上です。

議 長（田之畑）

6番 前田 隆君。

6 番（前 田）

今の答弁では、一応そういう計画はあるというわけですね。話によれば、2階から上はホテルで、下はジョイフルができるんだとか、そういう話も聞きます。そういう具体的な、そういうのはいいですけど、どうかこれはぜひ前に進めてもらいたいと思います。

それでは、これで私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

次に、4番、西園貞美君の発言を許します。

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

通告に従いまして、私も質問いたしますが、町長の簡単明瞭な答弁を期待いたします。

まず1番目ですが、案内板の設置についてでございます。

町外から本町に来られる人たちから目的地に行くのにわかりにくいという声があります。わかりやすい案内板の設置ができないか、尋ねたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町内の案内標識を確認しましたところ、町において設置した標識は20カ所程度で、国、県が設置したものが10カ所程度ありました。その中で、劣化により多少文字が見えにくくなっているものや、周辺の樹木等により見えにくくなっているものもございましたので、そちらにつきましては、改善に向け検討したいと考えております。

また、町外各方面からの主要な施設への案内板を設置されているものと考えますけれども、いま一度その順路等を調査し、必要であれば検討します。

それと国道や県道の標識を見直す場合は、国、県との調整も必要となってきますので、ある程度時間も必要だと考えておりますのでどうか御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

今の本町の面積は小さいんですけども、目印がなくてわかりづらいという話がございます。国道220号線、あるいは国道448号線から入り口、役場から馬越柏原線、あるいは俣瀬柏原線の案内板の設置が必要かと思われます。普通の案内板じゃなくして、我がまちの特産品、キュウリ、ピーマンとか、あるいはルーピンの花などが印刷された案内板にしたら、まだそちらのほうの宣伝にもなるし、わかりやすいのではないかと思います。どうですか、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

いいアイデアをいただきましたので、それをぜひ使わせていただきたいと思ってい



## 会 議 の 経 過

ます。ルーピンとか、ピーマン、キュウリですね、牛とか、そういうのも。牛の看板につきましては、物産館のほうに設置予定でございますので、どうかよろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

町長、善は急げ、早急な設置をお願いしたいと思います。

それから2番目ですけれども、先ほど同僚議員も質問いたしましたが、獣害対策についてお尋ねしたいと思います。

松林にいるイノシシが民家まで出沒して、非常に危険な状況でございます。早急な対策がとれないか尋ねたいと思いますが、先ほどもいろいろ私の質問で重複するところでございますけれども、何年から捕獲器を設置されまして、ことしは8頭と言いましたけれども、今まで何頭捕獲をしたのか、わかれば教えてください。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（木佐貫）

今までは、私が来てからは申しわけないんですけれども、8頭ということで、それ以前につきましては、なかなか分からないということで10頭には至っていないということで、10頭以下の捕獲ということになっていると思っております。以上です。

議 長（田之畑）

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

なかなか捕獲は難しいという話もございましたけれども、今、安留の畑に仕掛けてございます。なかなか聞いてみると、畑ではとれないそうですね。やっぱり山の中に仕掛けないと、山の中のけもの道があるそうですね。その道に、この明るい畑じゃなくて山の中に仕掛けないととれんぞという話もございました。気をつけて、なるべく捕獲ができる体制でやっていただきたいと思います。まず民家の庭先まで出沒していると。今先ほどもありましたけれども、牛舎に来て、そこは牛舎にカメラをつけているそうですね。親子で来ているそうです。カメラに映っているそうですね。時にはダブルで、親子でダブルで来ているそうです。非常に被害もこれからほっておくと拡大するような気もいたします。先ほどもありましたように、犬もいるんですね。出てくると。それで私の家の近くですけれども、犬がほえるんですね、今また来たなという感じです。畑のから芋も掘り返されて被害も出ています

## 会 議 の 経 過

が、松林から出沒して、国道448号がありますけれども、あれを越えて、今は出てきています。私も見ましたけれども、昼も出てきています。

それと宮貫神社があるんですけれども、あの近辺も、畦を掘り返したり、その離れてる近辺にも何カ所も畦を掘り返しています。多分あの近辺にも住み着いているような気がするんですよ。先ほどもありましたけれども、その箱わなだけじゃなくして、ワイヤーを使った仕掛け、これも今まで町内にもそういう技術を持った方々もいらっしゃいます。その方の知恵をかりながら、指導を受けながらその箱わなだけじゃなくして、ワイヤーを使ってわなをかけたらどうでしょうか、町長。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
議員おっしゃるとおりワイヤーを使ったくくりわなというのがありますけれども、猟友会との協力をいただきながら設置させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議 長（田之畑）  
4番 西園貞美君。

4 番（西 園）  
町長、人に被害が出る前に早急な対策をしていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

議 長（田之畑）  
続いて2番 瀬戸山譲一君の発言を許します。  
2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）  
通告に従いまして、質問させていただきます。  
まず①の財政健全化ですけれども、このことに関しては何回か一般質問でいつもお尋ねしていることですが、特にやはり最近あった事象というか、備蓄からの交付金がまた減額をしてしまったということと、それと先週でしたか、国が初めていざなぎ景気を超えてどうのこうのと言っていましたけれども、一転して景気後退の局面に入ったということを認めてきたわけですが、こういう厳しい状況の中で、東串良は確かに財政支出もいいんですけれども、中長期的には、やはり今の状態をいつまで維持できるのかもなかなか見えてこない部分がありますけれども、この財政健全化、財政について、まずこの1問目の町長はどういうふうに考えていらっしゃるかお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今おっしゃったとおり、行政に携わる者は問題意識、危機管理意識を持つことは大切なことだと承知しているところでございます。まず財政健全化でございますが、毎年財政健全化判断比率及び資金不足比率については、議会に報告させていただいておりでございます。いずれの比率についても良好な状態であるところでありますが、今後も引き続き適正な財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山讓一君。

2 番（瀬戸山）

今、確かに東串良はいいですけれども、さっき言いました中長期的には、これからどうなっていくかということですが、これはなかなか難しい問題でありますので、これからいろいろそういうところを協議して、みんなで勉強していかないといけないと思っております。

次に、危機意識として、地震・津波に関して、これもしょっちゅう我々は質問をしていますけれども、去年、1年前にMBCとNHKの防災セミナーのことも以前も申し上げましたけれども、いろいろと今、東串良は防災上、避難訓練とかしていますけれども、去年の12月23日も総合センターで防災に関するシンポジウムもあったわけですが、そういうイベントは物すごくよくて町民の皆さんのそういう防災意識がだんだん高まってきているんですけれども、もう一歩という部分で、やはりそれはイベントとしてはすごく大事で、本当に今言いましたように町民の皆さんの意識が高まってきているわけですが、これをやっぱり維持、それから防災意識をさらに高めていく上でステップをもう一つ踏まないといけないという部分で、ちょっときょうここで申し上げたいのは、やはり危機意識なんですけれども、これは永続的に行われていかないといけないということで、例えば町長も名古屋大学の福和先生という方でしたよね、この前おっしゃったのは。この大隅半島沖に大きな地震の巣窟がある。先週も奄美に地震の巣窟が見つかったということNHKのニュースで特集を組んでいましたけれども、こういうところにやっぱりずっとアンテナを張りめぐらせて、やはりその情報発信とか、町民のみんなの中でそういうことを啓発し合う場が必要だと思うんですけれども、自分としては、去年12月30日、大阪大学に行かせていただいたときに、一番そのとき、なかなかこの問題も防災も難しいことなんですけれども、一番大事なことは情報を共有し合って、例えば東串良であれば石油備蓄会社と、そして我々行政に携わる者、そして一番大事な町民の皆様とそういう意見を交換し合う場

## 会 議 の 経 過

を設けることがまず先決で一番大事な事かなということをお阪大学の先生方から教えていただいたわけですが、そのところも含めて危機意識として町長がどんなふうこれから防災意識に臨んでいかれるのか、ちょっとお伺いしたいです。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

今おっしゃいました危機意識、管理意識でございますけれども、各種災害から町民の生命、財産を守ることは私たち行政に携わる者の使命でございますので、特に、地震・津波災害につきましては、今後南海トラフ等の地震が必ず発生すると予測されておりますので、東日本大震災、熊本地震、そして北海道胆振東部地震等を教訓に、平時の今だからこそ、常に危機意識を持つことが重要でありますので、町民参加の避難訓練、そして防災施設の整備等について中長期的な施策の取り組みに人的被害のない住みよい東串良の実現に向けて努力してまいり所存でございます。

議 長（田之畑）  
2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

先ほど質問の最後のほうで申し上げました再度町長にちょっとお伺いしたいというのが、大阪のそういう石油精製施設に関連している地域の方々が大阪大学を含めて、そういう備蓄会社、石油精製会社とそういう情報交換、意見の交換会を持って、今そういう協議会なり、そういう場ができ始めたということでしたけれども、町長、東串良にもそういう場を持っていただけるように、これからちょっとそういう先導をしていただくような、そういうことを考えていただけるようなことをちょっとどうですかね、そういう場を。だから例えば柏原であれば農村改善センターなり、総合センターを使って防災に関する町民の皆さんとの意見交換、情報共有のそういう場をつくっていただけるということをちょっとお願いできませんか。ちょっとその辺をお聞きしたいです。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

全地域、今避難訓練をまだ実施しておりませんので、豊栄地区を今年度実施予定でございます。そういうことを踏まえて、そして自主防災組織をまだまだ立ち上げなくてはならないという中で、まだその辺はちょっと今のところ考えておりません。以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

そういうふうに期待していきたいと思います。

②になりますけれども、その解決法ということで、今のお話が解決法になるんですかね。何かあればちょっと。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、議員のおっしゃる解決方法ということになるかわかりませんが、財政の解決法であります。社会保障関連経費のみならず、公共施設の老朽化対策などに要する経費が増大すること等が予測されますので、財政調整基金や昨年度制定いたしました公共施設等整備基金という積み立てや経費節減に努めまして、将来を見据えた財政対策も必要であると考えているところでございます。具体的に申し上げますと、歳入に見合った規模での財政運営、歳出規模の縮小、身の丈に合った財政規模の減少、人件費や事務経費等内部経費の削減、それと将来負担を減らすための投資的事業の抑制と平準化、事業の採択と集中が必要かと考えているところでございます。地震・津波対策につきましては、年次的に津波避難施設や防災センターの建設などハード面を重点的に対策を講じてきていたところでございます。今後は、ソフト面の対策も講じる必要があると考えております。今年度は特に消防団員の加入促進や防火だけでなく、救助資機材を活用した災害時の訓練、自主防災組織と協働して地域密着型の津波避難訓練などを豊栄地区で実施する予定でございます。

なお、本町の志布志石油備蓄基地の地震・津波対策につきましては、事業所と関連機関相互の協力体制を緊密にし、災害の防止と防災活動の円滑な実施を図っている所存でございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

ここできょう申し上げたいのは、さっき言いましたけれども、情報の共有とか、町民の皆さんとの語りという中で、我々議会もそういうところにどんどん邁進して行って防災に関することを一生懸命問題解決を図っていかないといけないわけですが、我々も去年大阪に行ったということと、防災、津波に関してですね。それから備蓄等のやりとりも一応やりましたけれども、その辺は町長も認識してくださってい

## 会 議 の 経 過

ますでしょうか、ちょっとお聞きしたいです。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
議員おっしゃった備蓄等の例の空隙というんですか、あれも解決しました、整備いたしましたという報告はいただいております。以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）  
備蓄も一番問題の耐用年数も30年が過ぎてしまっていますので、これからいろんな問題が出てくると思いますが、その辺は特に注意していっていかなければいけないことじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。  
以上で終わります。

議 長（田之畑）  
以上で、一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時56分  
—◇—  
再 開 午前11時06分

議 長（田之畑）  
休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~  
◆ 日程第2 議案第7号 東串良町職員退職手当基金積立金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

議 長（田之畑）  
日程第2 議案第7号 東串良町職員退職手当基金積立金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第7号 東串良町職員退職手当基金積立金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてを採決します。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第3 議案第8号 公共用地取得基金条例を廃止する条例について

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第8号 公共用地取得基金条例を廃止する条例についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第8号 公共用地取得基金条例を廃止する条例についてを採決します。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第4 議案第9号 東串良町特別導入事業基金条例を廃止する条例について

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第9号 東串良町特別導入事業基金条例を廃止する条例についてを  
議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております  
ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第9号 東串良町特別導入事業基金条例を廃止する条例についてを採  
決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第5 議案第10号 東串良町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第10号 東串良町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第10号 東串良町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第6 議案第11号 東串良町地域福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止す

## 会 議 の 経 過

### る条例について

議 長（田之畑）

日程第6 議案第11号 東串良町地域福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第11号 東串良町地域福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第7 議案第12号 東串良町人づくり基金条例を廃止する条例について

議 長（田之畑）

日程第7 議案第12号 東串良町人づくり基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

6番 前田 隆君。

6 番（前 田）

東串良町人づくり基金条例を廃止する条例の中に提案理由として、新たに設ける補助制度で運用していくためとありますが、この新たに求める新制度とは何かを説明をお願いします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

先般の全協の中でも社会教育課長が提示したかと思いますが、新しく制定する東串良町人づくり補助金要綱の中で運用していくというふうに聞いているところでございます。

議 長（田之畑）

6番 前田 隆君。

6 番（前 田）

もう1回説明をお願いします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

東串良町人づくり研修事業補助金交付要綱に基づいて支給をしていくというところでございます。

議 長（田之畑）

社会教育課長。

社会教育課長（橋 口）

今、議員がおっしゃいました新たに設ける補助制度ではありますが、補助金交付要綱で運用していきたいというふうに思っております。その内容につきましては、現在運用しております補助制度をそのままその内容を引き継ぐ形で新しく補助金交付要綱という形で運用していくという形で設けさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

6番 前田 隆君。

6 番 (前 田)

今の説明の中で、人づくり研修事業補助金交付とありますが、これに変えるというわけですね。

議 長 (田之畑)

社会教育課長。

社会教育課長 (橋 口)

人づくり研修事業補助金交付要綱ということで運用していきたいと思っております。以上であります。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第12号 東串良町人づくり基金条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第8 議案第13号 平成30年度東串良町一般会計補正予算(第7号)

議 長（田之畑）

日程第8 議案第13号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

ただいま可決されましたこの基金を廃止する条例、これらを廃止して、使用の実績もないものなどもあったわけですが、廃止して、この予算によりますと、東串良町公共施設等整備基金積立金を当面2億円積み立てるという予算になっているわけです。このためにこれらの基金の残りをこちらに回したわけですが、この新たな基金ですね、公共施設等整備基金積立金、これはいつまでに幾ら積み立てれば、どの施設からどのような整備を行うのか、そういう一定の計画が議論されておれば示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

昨年の9月に東串良町公共施設等整備基金条例を制定させていただきました。この目的につきましては、公共施設の改修維持に使わせていただくという目的でございますが、今議員おっしゃるとおり、どういう計画で、どのような施設がという話でございますが、御承知のとおり総合センター、福祉センター、町の施設につきましては、老朽化が進んでいるところでございまして、今いつの時点、どういうことじゃなくして、一応積み立てをしながらいろんな有利な起債、有利な補助金等を模索しながら今後検討していくというところで考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それでは、いつまでにどの程度は積み立てたいということも今のところはまだ示されないのかな。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今の時点におきましては、今回初めて2億円という積み立てを行うわけでございますが、今後は財政状況を見ながら、ある程度、毎年少しずつでも積み立てて、早期にいろんな施設を改修できるように努力していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

私は、この議案について基本的なことですので申し上げます。

議案第7号から議案第12号までは基金廃止の議案でございます。全議案可決されましたので、この議案第13号には修正はございませんが、今議会で基金廃止の議案と廃止に伴う予算議案が一緒に提案されております。私たち監査委員におきましても、何年も活用されていない基金につきましては廃止し、公共施設が老朽化し、維持補修費に多額の経費が必要ですので基金を設けるようお願いしておりましたが、今回このような予算措置をしてございますのでありがたいことではございますが、6件の基金廃止の議案のうち、1件でも否決されれば、この議案第13号は何カ所も修正をしなければならぬわけではございます。この基金廃止の議案が可決された後に、それに伴う予算を追加議案で出すか、また次の議会で提案するかが本来の提案の手法と思われます。今後は、十分気をつけて提案していただきますよう要請いたします。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから議案第13号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第9 議案第14号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議 長（田之畑）

日程第9 議案第14号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第14号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第10 議案第15号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）

議 長（田之畑）

日程第10 議案第15号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第15号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第11 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）



## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第11 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第12 議案第17号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第12 議案第17号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第17号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第3号)を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第13 議案第18号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号)

議 長 (田之畑)

日程第13 議案第18号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算  
(第4号)を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております  
ので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第18号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月20日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会            午前11時25分

## 平成31年第1回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 平成31年3月20日 午前10時01分  
閉 会 平成31年3月20日 午前11時11分

### 出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地利雄	10番 田之畑 稔

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 西園 貞美                      5番 泊 重巳

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	若松 雄一
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農業委員会事務局長	高吉 幸一郎
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	学校給食共同調理場所長	松留 謙一
農林水産課長	木佐貫 勝志	社会教育課長	橋口 正博
福祉課長	津曲 稔	総務課長補佐	瀬戸山 雅樹
税務課長	児玉 隆男		
建設課長	甫村 良教		

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広                      書記 東水流 勝

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

## 議 事 日 程

- 日程第 1 にぎやかタウン雪山土地陥没等に係る調査特別委員会の調査報告の件（委員長報告）
- 日程第 2 陳情第26号 町道山野新町線の排水対策についての陳情書(委員長報告)
- 日程第 3 議案第 3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5号 東串良町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第 7 議案第25号 平成30年度東串良町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 8 議案第19号 平成31年度東串良町一般会計予算
- 日程第 9 議案第20号 平成31年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第21号 平成31年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算
- 日程第11 議案第22号 平成31年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算
- 日程第12 議案第23号 平成31年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第24号 平成31年度東串良町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

## 会議に付した事件

- 日程第 1 にぎやかタウン雪山土地陥没等に係る調査特別委員会の調査報告の件（委員長報告）
- 日程第 2 陳情第26号 町道山野新町線の排水対策についての陳情書(委員長報告)
- 日程第 3 議案第 3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5号 東串良町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第 7 議案第25号 平成30年度東串良町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 8 議案第19号 平成31年度東串良町一般会計予算
- 日程第 9 議案第20号 平成31年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第21号 平成31年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算
- 日程第11 議案第22号 平成31年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算
- 日程第12 議案第23号 平成31年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第24号 平成31年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時01分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 にぎやかタウン雪山土地陥没等に係る調査特別委員会の調査報告の件

議 長（田之畑）

日程第1 にぎやかタウン雪山土地陥没等に係る調査特別委員会の調査報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

にぎやかタウン雪山土地陥没等に係る調査特別委員会委員長 上園ミキさん。  
7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

それでは、配付した文書を読み上げて報告といたします。

にぎやかタウン雪山土地陥没等に係る調査特別委員会は、東串良町が施行した定住促進住宅用地貸付事業において、にぎやかタウン雪山の住宅用地に数カ所の陥没が起きたことから、にぎやかタウン雪山の住民が安心・安全な生活が送れるよう、土地陥没の原因究明並びに対応策等について調査するため、平成27年8月4日、第3回臨時議会において設置したものである。

本調査特別委員会は、これまで33回にわたり委員会を開催して、執行部に関係資料の提出を求めるとともに、現地調査に基づく町長を初め関係課長の説明と被害者住民及び関係参考人からの事情聴取を行った。

町が委託した地盤調査会社の調査結果により、陥没の原因が以前の建築物（鶏舎）の取り壊し時の廃棄物投棄埋立（人為的な廃材埋め土）によることが報告された。宮原町長が陥没の原因を地盤調査結果報告のとおり、人的な廃棄物投棄埋立によるものと特定したことから、本委員会は法に基づいた陥没土地の適切な改善と被害者住民への誠意ある対応を求めてきた。

その結果、被害者住民と町が話し合い、4軒が町による買い取り（2軒は第5次への移転終了）、3軒は曳き家（間もなく終結）することから本委員会は調査を終えることとする。

土地取得の経緯について。

東串良町定住促進住宅用地貸付事業は、松田利三次元町長が「にぎやかタウン池之原」43戸の事業を実施したことから、後任の奥園拓夫前町長が同事業の「にぎやかタウン雪山」14戸を計画して、平成17年第2回定例会（6月議会）において、平成17年度東串良町一般会計補正予算（第1号）に定住化促進住宅整備設計委託料200万円、

## 会 議 の 経 過

土木工事請負費 2,691万円、管工事請負費 404万円、用地購入費 2,450万円、合計 5,745万円を計上して議会に諮ったものである。

議会は予算審議に当たり、この土地は鶏舎の跡地であり鶏舎の取り壊しによる廃材などが埋められているおそれがある。隣接する農地に糞尿などが散布されることで悪臭により生活環境に問題がある。この土地が反当 350万円は高いのではないかなどの意見が出され、また、周辺で耕作する農家 73名から周辺一帯は酪農や和牛など畜産農家が飼料作物を作付しており、畜産公害で入居者からの苦情があるのは必須であるとして候補地の変更を求める陳情書が提出されたことなどにより、この土地は定住化促進住宅用地としては不適地であるとして、関係予算 5,745万円を減額修正可決した。

しかし、奥園前町長は平成 17年第 4回臨時会（7月 13日）を開催して、平成 17年度東串良町一般会計補正予算（第 2号）に再び定住化促進住宅整備事業関係予算を議会が不適地とした同じ土地で予算額を縮小して提案した。

その予算は、定住化促進住宅整備設計委託料 200万円、不動産鑑定業務委託料 20万円、土木工事請負費 2,691万円、管工事請負費 404万円、用地購入費 2,100万円、合計 5,415万円である。

奥園前町長は、これまでこの土地に鉄骨や廃材などが埋められているのではないかとの議員の質疑に対して、地権者に聞いたらそのようなことはないと言っているとして議員の指摘を全面否定している。また、土地の購入価格については農振地の畑の場合が反当 100万円前後であるが、鶏舎跡地の荒れ地の状態ではあるものの宅地の状態になっていることから反当 350万円の価格をつけた。まだ交渉に入っていないので 350万円を限度にそれ以下にとめたいとの考えで努力するとしていた。このことから、土地価格は約 50万円下げた予算を提案したものである。

審議において、畜産糞尿問題を主とする質疑が行われ、場所が既に養鶏場跡地ということで特定されていることと、農家から出された候補地の変更を求める陳情書の内容のとおりであるとの主張により反対討論があったが、討論終結後起立採決により起立多数で原案可決された。

奥園前町長は議会の予算可決を受けて、平成 17年第 5回東串良町議会臨時会（8月 23日）を開催して、定住化促進住宅用地としての土地取得議案を提案した。その内容は、土地の場所は養鶏場跡地、面積 6,815.17平米、取得価格 2,010万 4,751円（反当 294万 9,999円）である。

議案審議において、議員からこの土地には鉄骨とか資材とか埋められたと聞くが本当にそのようなことは聞いていないかとの質疑に対し、奥園前町長は地権者に「鉄骨等を埋め込んでシラスを 30センチ造成してならしただけというようなふうになっているが、そういうような事実はないか」と言ったところ、「それはございません」と言った。皆さんからの要望があったので十分その辺についても「チェックはしているが」と答弁をした。

議会はこの土地取得議案に対して奥園前町長の「鉄骨等廃棄物は埋め込まれていない。地権者の言葉を信じる」との答弁により起立多数で可決した。

なお、特別委員会による聞き取り調査に対し、当時の総務課長新原義夫氏は、当時あ



## 会 議 の 経 過

の土地は竹やぶであった。その当時、衛自連会長であった宮地行雄さんがたびたび役場に来て、あそこは空き缶などのごみ捨て場となっている。どうかしないといけないとの話があったことや、あそこに定住をつくれれば池之原の定住との間に、民活による住宅が形成されていくのではないかとのもくろみがあった。この計画は関係課長等で委員会みたいなものをつくって進めたと思うと話した。

貸付用地陥没の事実について。

奥園前町長が実施した定住促進住宅用地貸付事業において、町が土地造成後、14区画を整備して住民に貸し付け、住民が家屋を建築した「にぎやかタウン雪山」において、約5年後の平成22年4月に敷地前の道路の「くぼみ」が確認され、同年10月には浄化槽部分の地盤沈下が確認された。

また、平成24年7月には借り主からの連絡で家屋基礎下の地盤沈下を確認、さらに平成26年8月に借り主からの連絡により車庫基礎下の地盤沈下を確認、同年同月に別の借り主からサンルーム下と東側勝手口付近が地盤沈下しているとの連絡があり確認されている。平成27年5月にも借り主からの連絡で住居北側の土地陥没が確認され、同月には別に住居東側基礎下の空洞が確認されている。

これらの陥没の事実について町は全て現場確認して、業者委託により地中レーダー探査及びスウェーデン式サウンディング試験による地質調査を実施し、鋼管を用いたアンダーピーニング工法による支持力対策やミルクセメントの注入などで対処しているが、陥没沈下が敷地内の広範囲にわたることや今後も陥没が発生する懸念のあることから住民の不安が募り、関係住民は、「にぎやかタウン雪山地盤沈下被害者の会」を結成して町当局及び議会に対して「にぎやかタウン雪山の地盤沈下の原因究明と対応策についての陳情書」を提出した。

にぎやかタウン雪山土地陥没の原因について。

議会は、「被害者の会」の陳情を受けて本特別委員会において、執行部の説明を求めるとともに関係資料の分析や関係者の参考人招致を行うなど鋭意調査を続けてきたが、これまでの調査において判明した陥没の原因については、町当局の不作为と注意義務の欠如による人的なものであるとの確信を得た。

なぜならば、奥園前町長は平成17年第2回定例会において当該事業の予算を提案した時点で、議会からこの土地は鶏舎の跡地であり鶏舎の取り壊しによる廃材などが埋められているおそれがあるとの指摘を受けている。また、同年第4回臨時議会においても、この土地に鉄骨や廃材などが埋められているのではないかと指摘を受けている。さらには、同年第5回臨時議会において奥園前町長は、この土地には鉄骨とか廃材とか埋められたと聞くが、本当にそのようなことは聞いていないかとの質疑に対して、地権者に「鉄骨等を埋め込んでシラスを30センチ造成してならしただけ」というようなふうに聞いているが、そういうような事実はないかと言ったところ、「それはございません」と言った。皆さんからの要望があったので十分その辺についても「チェックはしているが」と答弁している。

当時、議案審議に携わった元議員の高吉哲夫氏は、本特別委員会の聴取に「私はこの養鶏場跡地の土地取得に当初は反対であったが、執行部からぜひ賛成をしてほしいとの

## 会 議 の 経 過

要望を受けたので、土地価格を下げることや地盤調査を行うこと等を条件として賛成をした。当時の総務課長は私との約束を守っていない」と言っている。

このように奥園前町長は、この土地が元来軟弱地であることや廃材などが埋められていることなど、再三の指摘を受けながら適切な地質土壌調査を怠り、漫然と土地造成を行ったことが陥没の事態を引き起こした一因である。

本特別委員会の調査によると、奥園前町長は、南九地質株式会社に平成24年度及び平成26年度に調査を委託し、既に地下レーダー探査及びスウェーデン式サウンディング試験による試験結果の報告を受けている。

その調査結果報告書は、掘削埋戻し工事において、鶏舎取り壊しに埋められた異物（パイプ類、木片、コンクリートガラ、波板、雑草等）が確認されており、調査で緩みが著しいと判断された位置にも同様の異物が埋められている可能性がある。確認された緩みが著しい位置においては、将来的に地表の陥没につながる可能性がある。変状原因すなわち陥没の原因については、「鶏舎が取り壊された際に、敷地内に素掘り穴を設けて人為的に廃材を埋めたことが原因の一つとして考えられる」としている。

このことは、本特別委員会が参考人として招致した大迫明氏が「私が鶏舎用地内の南西側部分に3メートルから4メートル四方で深さ2.4メートル程の穴を重機で掘った」と証言したこと、また、同じく参考人として招致した大崎勉氏の「鶏舎用地内で作業をしている重機に給油をした際、敷地内に大きな穴が掘ってあるのを見た」との証言で裏づけられている。

被害者住民に対する町の対応について。

にぎやかタウン雪山におけるたび重なる地盤陥没の事態に対して、町は平成27年3月18日から同年3月27日の期間において、南九地質株式会社に地盤調査を委託し、平成27年4月27日、第1回にぎやかタウン雪山地区における地盤沈下に関する住民説明会を開き、地区内全体地質調査の結果を踏まえた今後の対応として、水準測量調査により沈下の有無を定期的に計測することを提示した。そして、平成27年7月6日から同年7月10日の期間を定期水準測量観測点設置期間とした。

しかし、被害者住民はこれまでの町の説明には納得できず、町の対応を聞くたびに不安が募るばかりであるとして、「にぎやかタウン雪山地盤沈下被害者の会」を結成して、平成27年7月7日、にぎやかタウン雪山住民の安心・安全な生活を保障していただくための嘆願書を奥園前町長に提出し、「なぜ陥没が起こるのか」の原因追及及びその対策と住民との協議及び説明会を求めた。

この嘆願書に対して、奥園前町長は平成27年7月31日付の回答書で、「陥没事案に関し、地下レーダー探査、スウェーデン式サウンディング試験による地質調査を実施いたしましたが、原因の特定には至っておりません」としている。

このことについては、本特別委員会が委託業者である南九地質株式会社が町に提出した地下レーダー探査及びスウェーデン式サウンディング試験の結果報告書を精査したところ、鶏舎取り壊しに埋められた異物（パイプ類、木片、コンクリートガラ、波板、雑草等）が確認されており、今回の調査で緩みが著しいと判断された位置にも同様の異物が埋められている可能性がある。当該地にあった鶏舎が取り壊された際に、敷地内に素

## 会 議 の 経 過

掘り穴を設けて廃材を埋めたことが陥没の原因の一つとして考えられると明記している。

また、極めて緩い状態が確認された箇所についても、鶏舎の廃材を埋めたことに起因すると考えられるとしていることから、奥園前町長の「原因の特定には至っておりません」との回答は、極めて欺瞞的回答である。

ましてや、本特別委員会において、委員が奥園前町長に訊ねた「町長は南九地質株式会社が提出した調査結果の報告書を読みましたか」との質問に対して、奥園前町長は「よく読んでいない」と答弁した。

このような重大な事案に対して、奥園前町長がみずから委託して調査を行った報告書をよく読みもしないで、被害者住民に対して「原因の特定には至っておりません」と回答したことは、極めて不誠実であり、不謹慎である。

また、平成27年9月5日の説明会において、住民から要望した西側隣地への移転について、同年9月18日、奥園前町長は「西側隣地への移転はいたしません。しかしながら、これまでの住民の皆様の御要望や、何よりも住民の皆様の安心安全を得るため、総合的に勘案した結果、北側7軒におきましては、東側隣地への代替地定住を新たに提案し今後の協議を進めさせていただきたい」と回答している。

これに対して、同年9月24日、被害者の会が、近隣池の地下水脈への不安と環境の視点から、東側への代替地定住はしたくないので、代替地を西側からさらに西側で検討し直していただきたいとの要望書を提出したが、奥園前町長は同年9月30日、「町としては西側隣地への移転はいたしません」と回答し、今後の方針として、「一般住民から「現住宅地の地盤補強で対応すべき」や「町民の税金を無駄遣いすることは納得できない」等の意見も寄せられている。事実、補修工事や代替地への移転費用は公費を伴うものであり、にぎやかタウン雪山地区以外の住民の意見に対し耳を塞ぐわけにはいきません。したがって、その両方の住民の皆様に納得いただけるよう、これまでの町の提案を撤回させていただきます」と回答した。

この回答に対して、被害者の会は、無責任きわまりない一方的な不当な回答であるとして、同年10月8日、住民説明会開催の要望書を提出し、白紙撤回の理由とこの問題に対する奥園前町長の姿勢について説明を求めた。

同年11月16日、奥園前町長は住民説明会を開催したが、白紙撤回についての明白な理由の説明はしていない。

本特別委員会は、被害者住民が西側への移転を希望したことに対して、町が東側への移転を提示したことに疑念を抱くものである。

奥園前町長は、新たにボーリング調査を行い、その調査結果を踏まえた大学教授など専門家による学術的知見に基づいた工法による陥没改善の対応を行うとしていた。これまでの本特別委員会の調査によると陥没事態に対する町の危機管理の欠如とずさんさ、あわせて被害者住民に対する対応は、一貫性を欠き高圧的で不誠実とのそしりを免れないものであった。

以上のことについては、平成27年12月議会で報告し了承を得たものである。

その後も本委員会は進捗状況や住民等との話し合いの結果を執行部に問いただしてきた。解決するまで10年間という長い年月がかかったが、町は今回の地盤沈下について

## 会 議 の 経 過

は東串良町定住促進住宅用地無償譲渡契約第7条（かし担保責任）で、にぎやかタウン雪山における地盤沈下については、町が責を負うものとして規定して全面的に町の責任を認めている。いずれにしても町の責任は極めて重い。

これまでの地盤変状に伴う合計額について。

費用、支出期間、金額の順で説明いたします。

委託料（調査、鑑定）、平成24年9月から平成31年1月、2,152万4,783円。

工事請負費、需用費、平成23年10月から平成31年1月、4,654万2,900円。

補償料（実質・土地賃借料）、平成29年5月から平成29年7月、375万8,400円。

公有財産購入費（家屋・土地）、平成29年5月から平成30年10月、6,624万円。

計1億3,806万6,083円。

さらに、西側への曳き家に関する費用は、予定額を6,951万8,000円としている。実に約2億円という巨額の経費を要することになる。

また、本委員会は、町長に対して行政執行上の行政責任と多額の損害費用負担に係る過失責任について適切な対応を求めるものである。今回のことを教訓に、法的な対応を含めた早期解決の方策も求められたのではとの意見もある。今後とも町当局は、議会からの指摘などには、真摯に受けとめ対応を求めるものである。

以上であります。

議 長（田之畑）

ただいま、にぎやかタウン雪山土地陥没等に係る調査特別委員会委員長より調査報告がありましたが、本議会としてにぎやかタウン雪山土地陥没等に係る調査特別委員会の調査報告を了承し、ただいまをもってにぎやかタウン雪山土地陥没等に係る調査特別委員会を廃止することによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

御異議がありませんので、そのとおり決定しました。

◆ 日程第2 陳情第26号 町道山野新町線の排水対策についての陳情書

議 長（田之畑）

日程第2 陳情第26号 町道山野新町線の排水対策についての陳情書を議題とします。

## 会 議 の 経 過

本件について、委員長の報告を求めます。  
教育産業常任委員会委員長 前田 隆君。  
6番 前田 隆君。

### 6 番 (前 田)

ただいま議題となりました陳情第26号 町道山野新町線の排水対策についての陳情書について、委員会での審査結果を報告いたします。

本件の審査は3月15日に委員会を開き、陳情者及び建設課長の立ち会いのもと、現地にて陳情箇所の現状について説明を受け、調査いたしました。陳情箇所は側溝が旧型で勾配がなく、蓋がないため畑の土砂がたまり、草が生え、また側溝の流末が270メートル先のところであるため、雨水等がたまりやすい状況や通学路でもあることから雨天時など冠水した際に危険性があることなどを確認したところです。

以上を踏まえ、審査された結果、本陳情の趣旨、内容については含意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものとして決定したところであります。よろしく御審議のほどをお願いします。

### 議 長 (田之畑)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから陳情第26号 町道山野新町線の排水対策についての陳情書を採決します。  
この陳情に対する委員長の報告は採択です。  
この陳情は委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第3 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

既に町長からの提案理由も説明され、担当課長の説明も受けましたが、この現在の労働行政では、公務員はスト権が与えられていないわけですが、労働基準法による例えば36協定というのがありますね、36条の規定があるんですが、そういうものは公務員には適用されないという理解でよろしいですか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

地方公務員につきましては、地公法の中で実施しておりますので、地公法に該当するものと思います。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番 (官 地)

私は、この議案第3号については、反対をいたします。

というのは、労基法も適用されない、スト権も公務員に与えられていないわけですよ。現在の労働行政では、過労死ラインは80時間だと。月に20日出勤するとすると1日4時間以上の残業をさせたら、これは過労死ラインを超えることになるよというのが労働行政であります。ところが今回の人事院規則の一部が改正されたことに伴って、超過勤務命令の上限時間を100時間というふうに定めるということの説明を受けているわけです。月をまたげば、これは100時間をはるかに超える可能性も出てくるし、過労死ラインを超える可能性がこれでは十分起こり得るということから、特にこの労働基準法による36協定では民間の労働者は原則として上限時間は、時間外労働時間は原則として1カ月45時間というふうになっている状況から見ても、公務員労働者に対するこの超過勤務時間をこれほど延長できる可能性を含むこの一部改正については反対するものであります。

以上です。

議 長 (田之畑)

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。  
ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第4 議案第4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

日程第4 議案第4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第5号 東串良町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第5号 東串良町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第5号 東串良町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採  
決します。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 議案第6号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更 について

議 長（田之畑）

日程第6 議案第6号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変  
更についてを議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております  
ので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第6号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。

本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第7 議案第25号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第8号）

議 長（田之畑）

日程第7 議案第25号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

追加議案の説明を申し上げます。

議案第25号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ611万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,233万1,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願いいいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第25号 平成30年度東串良町一般会計補正予算(第8号)を採決  
します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第8 議案第19号 平成31年度東串良町一般会計予算

議 長 (田之畑)

日程第8 議案第19号 平成31年度東串良町一般会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております  
ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 牧原完治君。

3 番 (牧 原)

63ページの堆肥センターの件なんです、1億2,300万円という大きな金額  
の、何ていうか抜本的な改修なんです、売上代金が年間1,100万円ほどござ  
います。この10倍以上をかけてされるわけなんです、これを改修とか、また、い  
ろんなメーカーに紹介するというような手だてはされなかったのか、質問したいと思  
います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

ちょうど堆肥センターが18年経過しまして、老朽化が進んでおりまして、ちょっと経緯を申し上げますと、これが昨年になりまして、明日止まる、明日止まるかもしれませんという状況が急遽来まして、7月31日に堆肥センター運営協議会を開催いたしまして、状況を全部説明申し上げます、これはどうしても今、スクープ方式とって繰り上げている施設なんですけれども、これはもうスクープ方式が壊れていて、ロータリー方式に変えなくちゃならないのではないかとこの審議を致しまして、それを結局スクープ方式を取り下げて、このロータリー方式にするとしたときがちょうど堆肥を今ベルトコンベヤーで受け入れているものですから、そのベルトコンベヤーも撤去しなくちゃならないということです。結局擁壁というか、壁も取り壊さないとかタイヤショベルも入れないという、そういう状況が出てきまして、振興局でいろいろと相談もさせていただきましたけれども、そういう中で8月10日に振興局のほうに出向いてきまして、こうして堆肥センターの改修をしなくちゃならないが、何かいい手だてとか、そういう予算的な補助とかいう有利なものはないですかということをお願いに行きましたところ、そういうのは民間というか、一般の方からついたそういう事業はあるんですけれども、なかなか自治体がやっている堆肥センターについてはなかなかないということで、それは困ったなということで、ちょっといろいろと手をこまねいていて、そういう中で12月10日にまた運営協議会をさせていただきました、どうしてもスクープ方式をロータリー方式にしないといけないという決定的なものが出てきまして、そうしたらもう1台でもやらないとどうしようもないのかなということがありまして、そうしたら、1月10日の九州の生協からおいでいただきまして、例のクラスター事業を使えないかなということで、県内で一応10億円という予算がつきましたという、うれしい報告をいただきまして、そうしたらクラスター事業を使えたらなおいいなと思ったんですけれども、なかなか県内で10億円といっても、ほかの自治体を受け入れた場合は、我が町がどう使えるかなという不安もありまして、そういうことで、とにかくやらなくちゃ、今年ですけれども、どうしても平成31年度にやらなくちゃならないということで、有利な起債とか、そういうのを考えて、過疎債とか一応準備しながら、そういうクラスター事業にのつけられるのならばのつけようという形で今やっております、今議員おっしゃる売り上げは1,100万円ですけれども、これはどうしてもバガスを使った、一番堆肥のコンクールでも優勝をとって、金賞をとるような堆肥ができておりまして、今現在、園芸農家だけじゃなくして露地野菜とか、水田でも使っていただきまして、本当にこのすばらしい、売り上げ以上に農家さんが喜んでいらっしゃるという良質な堆肥ができておりますので、ぜひこの堆肥センターだけは運営しなくちゃならないという根本的なものがございまして、そういう形で、売り上げはともかく農家さんが売り上げにつながっているところだけは御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番 (牧 原)

内容については、私どもも現地を見て重々わかっているわけです。この必要性もわかっているわけなんですけど、ただ、この前、担当課長の話では、このメーカーさんが1カ所だということで、そこに設計から管理までずっと丸投げといえはおかしいんですけど、一括してお願いしているんだという説明があったわけです。農業施設関係では、JAの経団連さんがほとんど選果場とか農業施設関係は非常に設計施工をされているわけです。そのようなところも紹介されて、少しでも安いそういう方法をとっていただきたいという要望でございます。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

4 番 西園貞美君。

4 番 (西 園)

危険家屋の解体撤去補助金が60万円計上されておりますけれども、話によれば、通路が、道路があるところがその近辺が対象になるということでございますけれども、この道路よりも中にある家屋も税金も同じように払っているわけですから、その危険家屋を持っている方が撤去をするのであれば、全家屋対象にならないか、質問したいと思います。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (中 島)

お答えをいたします。

ただいま当初予算で60万円計上しております。撤去にかかる費用の3分の1、上限としまして30万円ということになります。その2件分が計上しているところでございます。現在、危険空き家等解体撤去事業補助金交付要綱に基づきまして、今事務のほうを執行しておりますので、その中では道路等いろいろ通行される方、それから隣の家の方、他人に迷惑をかえるというようなことだけが一応対象になっております。敷地内の中心部にあるようなところについては、周りの方々には迷惑をかけないわけですので、自己責任においてという形で現在においてはやっております。ただいま議員から質問がありましたけれども、それにつきましては、貴重な御意見というふうに承って、今後また検討を重ねていきたいというふうに思っています。以上でございます。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第19号 平成31年度東串良町一般会計予算を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第9 議案第20号 平成31年度東串良町国民健康保険特別会計予算

議 長 (田之畑)

日程第9 議案第20号 平成31年度東串良町国民健康保険特別会計予算を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
9番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

国保の都道府県化に伴いまして、鹿児島県の標準保険料率というのが、これはホームページで公表されております。それによりますと、本町の場合、年収400万円の4人世帯で年間9万4,800円値上げと。年収240万円の単身者で3万1,000円の国保税の値上げと。年金だけの280万円の高齢者夫婦で3万9,000円の値上げというふうになっているんですが、同時に国会における質疑を見ますと、国保の都道府県化のもとでも法令上標準保険料率は参考値にすぎず、自治体に従う義務は

## 会 議 の 経 過

ないと。国保の都道府県化が実施された後も地方自治の原則に基づいて自治体の判断で公費の繰り入れができるということは厚労省もたびたび国会で答弁し、認めております。例えば一般会計からの繰り入れをどうするかということにつきましては、それぞれの自治体で御判断をいただくという答弁とか、これを制度によって禁止するというふうなことは考えていないというのが厚生労働省の答弁であります。

したがいまして、私は全国的にも、確か平均すれば1世帯4万数千円のこの標準の保険料率にすれば、それだけの1世帯当たりの値上げが全国的に行われるということも一部報道されております。

そこで私は町長に対して、ぜひ、こういう国の標準の保険料率は参考値ということなんですよということから考えても、本町が引き続き国保税の標準率に従えば大幅な値上げとなりそうなんです、引き続き本町においては、一般会計の公費算入等を使って値上げをなるべく抑えていくという姿勢をとるべきだと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、議員お尋ねですけれども、こういう下げるといふか、平成30年度は福祉の予算が8,000万円ほど減額しましたけれども、そういうふうに今年もそれにつれてそういう形で皆さん健康で、お年寄りが元気なあれができたらいいなと思っておりまして、私の基本理念でございます「笑顔あふれるまちづくり」について、それをモットーとして、町民の皆さんが病院よりも、こういういきいき体操とか、ころばん体操に行けるようなそういうシステムに持っていったらありがたいなと思っております。御理解ください。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

町長の言いたいことはわかりますが、結局引き続き払うことのできる国保税の額となるように本町は繰り入れも行っていくという態度でよろしいんですね。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

そのとおりです。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第20号 平成31年度東串良町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第10 議案第21号 平成31年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第10 議案第21号 平成31年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第21号 平成31年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（田之畑）

起立多数です。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第11 議案第22号 平成31年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第11 議案第22号 平成31年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第22号 平成31年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第12 議案第23号 平成31年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第12 議案第23号 平成31年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第23号 平成31年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

# 会 議 の 経 過

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第13 議案第24号 平成31年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

議 長 (田之畑)

日程第13 議案第24号 平成31年度東串良町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第24号 平成31年度東串良町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

議 長（田之畑）

日程第14 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から議長の諮問に係る臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項、前述以外の議長の諮問に係る事項。

以上について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から提出された申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

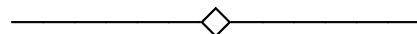
議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることで決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時10分



再 開 午前11時11分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前11時11分